

令和3年5月31日

定時制 生徒・保護者 様

京都府立鳥羽高等学校
校長 川口 浩文

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間延長を踏まえた対応等について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、5月31日(月)までとされていた京都府における緊急事態宣言が6月20日(日)まで延長されることとなり、京都府教育委員会から、緊急事態宣言下の現在の府立学校の教育活動を継続する旨の通知が改めて出ました。本校においても、前回の延長の際(5月10日)に定時制ホームページでお知らせしたとおり、短縮授業を継続することとし、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行なってまいります。

つきましては、御家庭におかれましても、健康観察や感染拡大防止の観点に基づく行動様式の徹底、人権侵害につながることをない意識の共有等に、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 校時等について

- (1) 緊急事態宣言発令中の6月18日(金)までは、1限～4限の授業を5分間短縮し、放課後完全下校時間を21時40分とします。[*緊急事態宣言解除予定の6月21日(月)からは、平常校時とする予定です。]
- (2) 6月7日(月)～17日(木)までの三者面談期間中は、1限～4限の授業を10分間短縮し、放課後20時30分～21時30分まで面談の時間とします。
- (3) 不要不急の外出をせず、特に下校時は生徒同士で飲食や寄り道をせず、まっすぐに帰宅します。
- (4) 学校内外とも【密集・密接・密閉】を避け、マスクの着用とこまめな手洗いを行います。
- (5) 登校時、昇降口での健康観察(体温報告又は検温等)を行います。

2 保護者の皆様へ

- (1) 御家庭においても、基本的な感染防止対策を行ってください。
- (2) 感染者や濃厚接触者及び医療従事者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならぬよう、十分配慮・注意するとともに不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。
- (3) お子様为学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。また、御家族に感染が疑われる風邪等の症状がある場合には、登校を控えさせてください。それらの場合、必ず休む旨の一報を学校に入れてください。後日登校してから速やかに所定の手続きを完了することで「出席停止」の取り扱いとします。
- (4) 本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合PCR検査等結果が判明した場合は、土日祝日を含め、必ず連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。

3 その他

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関(地域の診療所・病院)又は夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口「きょうと新型コロナ医療相談センター：(京都府・京都市共通) 電話075-414-5487」へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 今後の感染状況等により、予定が変更されることがありますので、学校からの連絡には十分に御留意ください。
- (3) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先(学校)：075-672-8481、メール：toba-hs-tei@kyoto-be.ne.jp
学校休業日の緊急連絡：メールのみ(首席副校長に転送されます。)